

第2回長野市幼児期の教育・保育の在り方検討委員会次第

平成27年9月7日
午後2時から
市役所第一庁舎8階 第二委員会室

1 開 会

2 あいさつ こども未来部長

3 協議事項

(1) 長野市幼児期の教育・保育の指針素案について

(2) その他

4 その他

(1) 次回開催日 平成27年10月23日(金) 午後2時～

(2) 協議内容 長野市幼児期の教育・保育の指針素案について

5 閉 会

長野市の幼児期の教育・保育の指針（素案）

序 章 はじめに

第 1 章 指針の策定に当たって

- 1 指針の策定の趣旨
- 2 指針の位置付け
- 3 指針の期間

第 2 章 基本的な考え方

- 1 幼児期の教育・保育の動向
 - (1) 国の動向
 - (2) 県の動向
 - (3) 本市の動向
- 2 幼児期の教育・保育の基本理念
 - (1) 長野市教育の基本理念等
 - (2) 幼児期の教育・保育の基本理念
 - 【目標とする子どもの姿】
 - ア 目指す子どもの姿の実現に向けた基本的な視点
 - (ア) 学びの「自立」（興味・関心・意欲）のために
 - (イ) 生活上の「自立」（基本的生活習慣の確立、自然・人・社会と関わる力）のために
 - (ウ) 精神的な「自立」（我慢する力、自己肯定感）のために
 - イ 年代別に大切にしたい取組
 - (ア) 乳児期（3歳未満児）
 - (イ) 幼児期（年少児・年中児）
 - (ウ) 就学準備期（年長児）
- (2) 幼児期の教育・保育の基本方針
- (3) 幼児期の教育・保育の指針の体系

第 3 章 基本方針及び取組の方向性

- 基本方針Ⅰ
- 基本方針Ⅱ
- 基本方針Ⅲ
- 基本方針Ⅳ
- 基本方針Ⅴ

資料編

- (1) 策定経過及び策定体制
- (2) 用語解説
- (3) 資 料

序章
はじめに

第 1 章 指針の策定に当たって

1 指針の策定の趣旨

生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、「学びの入口」としても重要な幼児期の教育・保育について、就学期への連続性・一貫性という視点も踏まえながら、長野市教育の基本理念である「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」につながる、具体的な基本指針等を新たに策定するものです。

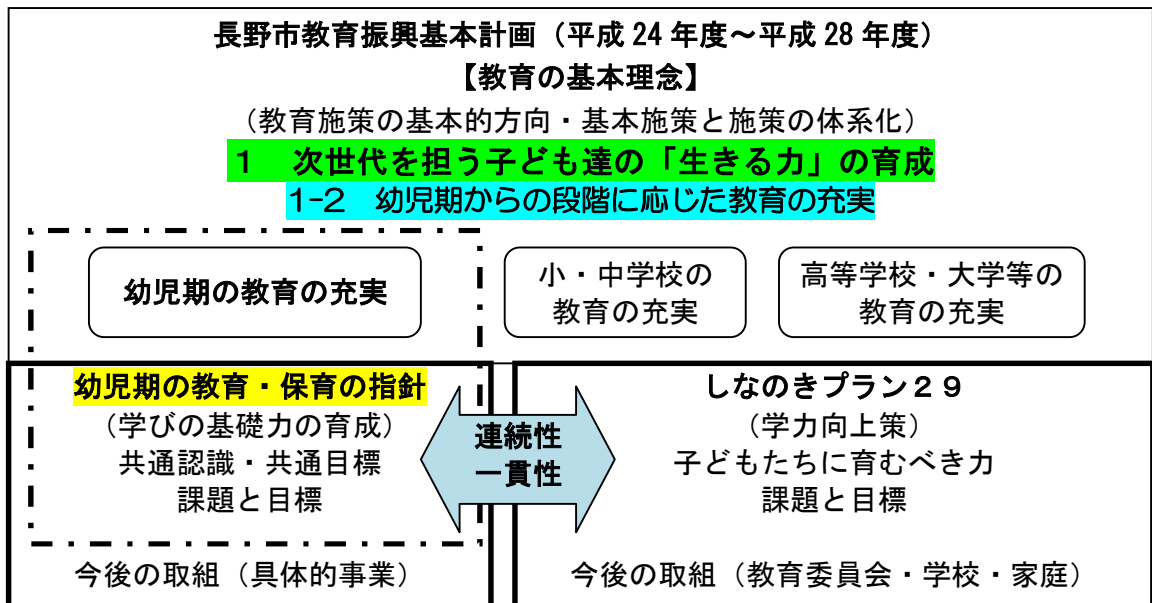
このことにより、家庭、地域社会、保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育施設及び市が共通認識・共通目標のもとで、幼児期の教育・保育を推進することができ、その後の学童期・青年期の伸びやかな発達・成長につながる礎を着実に築くことを目指すものです。


2 指針の位置づけ

長野市では教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成 24 年度に「長野市教育振興基本計画」を策定し、長野市の教育が目指す姿とそのための教育施策の基本的方針及び講ずべき施策を明らかにするとともに、幼児期の教育・保育の重要性を踏まえて、今後 5 年間に取り組む基本施策として「幼児期からの段階に応じた教育の充実」を定め、そこに繋がる施策として「幼児期からの教育の充実」を定めています。

「学びの入口」としても重要な幼児期の教育・保育の在り方について、就学期への連続性・一貫性という視点等も含め、この基本施策等につながる具体的な目標や取組を明らかにするものとして「幼児期の教育・保育の指針」を策定します。

なお、教育委員会では、子ども達の学びを 7 歳【小学校】から 18 歳【高校卒業】まで切れ目なく支えるため「しなのきプラン 29」を平成 27 年度に策定しています。



この指針は、 の範囲を定めるものになります。

3 指針の期間

本指針の期間は、平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間とします。(長野市教育振興基本計画との整合を図ります。)

また、しなのきプランの見直しも踏まえながら、必要な見直しを行います。

年度	29	30	31	32	33	34	35
幼児期の教育・保育の指針	第 1 期					第 2 期⇒	
	実践と検証			見直し			
長野市教育振興基本計画	第 2 期					第 3 期⇒	
しなのきプラン 29	⇒第 1 期	第 2 期			第 3 期		

第 2 章 基本的な考え方

1 幼児期の教育・保育の動向

(1) 国の動向

平成 18 年度～22 年度 文部科学省 幼児教育振興アクションプログラム

平成 20 年 3 月 厚生労働省 保育所保育指針策定

平成 20 年 3 月 文部科学省 幼稚園教育要領改正 (平成 21 年度施行)

小・中・高等学校学習指導要領改訂

(小学校・23 年度、中学校・24 年度、

高校・25 年度施行)

平成 25 年度～29 年度 第 2 期教育振興基本計画

平成 26 年 4 月 内閣府、文部科学省、厚生労働省

幼保連携型認定こども園教育・保育要領策定

平成 27 年度 子ども・子育て支援新制度施行

(2) 長野県の動向

昭和 46 年 5 月 長野県幼児教育連絡会議の設置

平成 17 年 3 月 長野県幼児教育連絡会議と長野県教育委員会では、幼稚園・保育所、地域、家庭における 0 歳からの子育てを支援する指針として、

「0 歳からの信州子育てのために (長野県幼児教育振興プログラム)」を策定

平成 18 年 3 月 「0 歳からの信州子育てのためにⅡ」(親育ちにむけた提言)

策定。親が子どもにきちんとかかわり、子どもに関わる課題に親が主体的に取り組むことの重要性を改めて確認し、「子育て」をしっかりと支えることのできる親となるためにはどのようなことが必要かなどについて提言

平成 25 年度～29 年度 第 2 次長野県教育振興基本計画

平成 26 年 4 月 信州型自然保育検討委員会設置

平成 27 年 4 月 信州型自然保育認定制度施行

平成 27 年度～29 年度 ながの子ども・子育て応援総合計画

(イ) 生活上の「自立」(基本的な生活習慣の確立、自然・人・社会と関わる力)のために

基本的な考え方や大切にしたいもの等

(ウ) 精神的な「自立」(我慢する力、自己肯定感)のために

基本的な考え方や大切にしたいもの等

イ 年代別に大切にしたい取組

乳幼児期においては、保育・教育に携わる者の取り組むべき内容が、子どもの年齢により違いがあることから、年代別に大切にしたい取組として次のように定めます。

(ア) 乳児期 (3歳未満児)

生きる力の基礎を育むために

- ①
- ②

(イ) 幼児期 (年少児・年中児)

学びの基礎を育むために

- ①
- ②

(ウ) 就学準備期 (年長児)

就学に向けた基礎を育むために

- ①
- ②

(3) 幼児期の教育・保育の基本方針

基本方針Ⅰ	「	」	教育活動の推進
基本方針Ⅱ	「	」	幼・保・小の連携
基本方針Ⅲ	「	」	教育・保育環境の充実
基本方針Ⅳ	「	」	家庭・地域との連携
基本方針Ⅴ	「	」	職員の力量の向上

(4) 幼児期の教育・保育の指針の体系

